

徳島小松島港港湾計画書（案）

－ 軽易な変更 －

令和4年11月

徳島小松島港港湾管理者
徳島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成13年5月 第15回徳島県地方港湾審議会
- ・平成13年7月 交通政策審議会第1回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成15年9月 第17回徳島県地方港湾審議会
- ・平成17年2月 第19回徳島県地方港湾審議会
- ・平成20年9月 第23回徳島県地方港湾審議会
- ・平成20年11月 交通政策審議会第33回港湾分科会
- ・平成22年12月 第24回徳島県地方港湾審議会
- ・平成24年3月 第25回徳島県地方港湾審議会
- ・平成24年10月 第26回徳島県地方港湾審議会
- ・平成25年3月 第27回徳島県地方港湾審議会
- ・平成28年6月 第28回徳島県地方港湾審議会
- ・平成28年7月 第29回徳島県地方港湾審議会
- ・平成29年10月 第30回徳島県地方港湾審議会
- ・平成31年1月 第31回徳島県地方港湾審議会
- ・令和3年9月 第32回徳島県地方港湾審議会

の議を経た徳島小松島港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 旅客船埠頭計画	2
港湾の環境の整備及び保全	3
1 港湾環境整備施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地造成計画	4
2 土地利用計画	5

変更理由

- 1 津田地区において、徳島南部自動車道インターチェンジの設置等土地利用の需要の変化に対応するため、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 2 万代中央地区において、港内の海上交通網の充実のため、旅客船埠頭計画を計画する。
- 3 本港地区において、土地利用の需要の変化に対応するため、土地利用計画を変更する。
- 4 赤石地区において、土地利用の需要の変化に対応するため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 旅客船埠頭計画

万代中央地区において、港内の海上交通網の充実のため、以下の施設を設置する。

小型棧橋 1基〔新規計画〕

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

土地利用の需要の変化に対応するため、緑地計画を次のとおり変更する。

津田地区 緑地 5 h a [既定計画の変更計画]

既定計画
津田地区 緑地 4 h a

赤石地区 緑地 7 h a [既定計画の変更計画]

既定計画
赤石地区 緑地 7 h a

土地造成及び土地利用計画

1 土地造成計画

津田地区において、土地需要の変化に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画を次のとおり変更する。

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
津田地区	(1) 1	(0) 0	(8) 8	(1) 1	(3) 3	(13) 13

注1) () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

2 土地利用計画

土地需要の変化に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
津田地区	(22) 22	(0) 0	-	(76) 76	(7) 13	(5) 5	(109) 115
本港地区	(4) 4	(1) 1	(1) 1	-	(2) 2	(3) 3	(10) 10
赤石地区	(26) 26	(17) 17	-	(117) 117	(5) 5	(7) 7	(172) 172

注1) ()は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

